

熊本県告示第 117 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 16 年 2 月 2 日	阿蘇郡産山村	1 戸 4 頭	乳用牛

熊本県告示第 118 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
株式会社コムスン 熊本訪問入浴センター 熊本市出水四丁目 25 番 32 号レジデンス 新産 102 号	株式会社コムスン	平成 16 年 2 月 1 日

熊本県告示第 119 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
通所介護事業所 はぶの 玉名郡玉東町木葉 710 番地	社会福祉法人玉東町社会福祉 協議会	平成 16 年 2 月 2 日

熊本県告示第 120 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
八景水谷クリニック訪問介護事業所 熊本市八景水谷一丁目 31 番 16 号	医療法人社団 大塚メディカ ル	平成 16 年 2 月 2 日

熊本県告示第 121 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,083,000 キロワットアワー
- 2 使用期間
平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の種類
単価契約
- 4 入札参加資格
物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「要領」という。）に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、5 に掲げる
ところにより、要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 5 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
4に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、5の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成16年2月13日(金)から平成16年3月12日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

公 告

熊本県公告第106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画土地地区画整理事業 八千把地区土地地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・5・27号 古閑中2号線
3・5・28号 古閑中3号線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第108号

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第18条の2第2項の規定に基づき、平成16年度中に熊本県が実施する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第1項の規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等について、次のとおり公示する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条の規定の適用を受ける調達契約について、その資格審査を申請する者にとっては、この限りでない。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する指定経営状況分析機関が規則第19条の9第1項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成16年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者
- 2 申請の対象となる審査基準日